

品目	販売品目合計
----	--------

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送用車を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）を明示すること。
 4 新築として写すこと。
 5 貨物運送事業の客貨運送事業の区別を明確にするため記載については、当該船を利用する客の所在する運送期間内で設定されたものとして記載すること、新たに契約を締結しない場合については、記載を要しない。
 6 船隻利用設備については、別添「客用設備」を参照すること。
 7 船隻利用設備については、別添「客用設備」を参照すること。
 8 記載する船名及び船種は、日本客運船協会船名簿の船名の順序によること。
 9 記載する船名及び船種は、日本客運船協会船名簿の船名の順序によること。
 10 船名の大きさは、日本客運船協会別添4番とする。

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送用車を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）による。常時2台以上運行すること。
 4 新築に要する事業費の算出根拠となる建設費については、当該設備を利用する車両の存在する運送用設備で定められたものとして記載すること。
 5 新たに契約を締結しない項目については、記載を要しない。
 6 使用設備の種類については、別表「車両の種類」を参照すること。
 7 設備の所在地については、都道府県の区分は、日本交通規格都道府県コードの番号の順序によること。
 8 記載する都道府県の数に応じ、項及び項を重複記載すること。
 9 紙張の大きさは、日本交通規格A4用紙とする。

品目	3.4kHz(S)
----	-----------

[illegible]

注1	専用設備（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
注2	契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
注3	電気工事の種類（同業及び非同業）ごとに別業とすること。
注4	品目ごとに別業とすること。
注5	他の電気事業者の電気設備設備と接続されている経路については、当該図表を利用する者の所在する都道府県府県で規定されたものとして記載すること。
注6	新たに契約を締結した品目については、記載を要しない。
注7	接続する契約については、別業に再掲すること。
注8	「配電設備」の欄には、日本電業規格JIS S 5013 日本電業規格都道府県コードの番号の順序によること。
注9	記載する都道府県府県の並びに、漢及びひらがなを適宜増減すること。
注10	用紙の大きさは、日本電業規格A列4番とすること。

[illegible]

注1 専用設備（検査専用設備及び搬送専用設備を除く。）については記載すること。
注2 契約款等において規定するサービスの細区分と区別すること。
注3 広域方式の種類（車庫及び車両区）ごとに区別すること。
注4 品目ごとに記載すること。
注5 他業種の電気事業用設備の取扱いと排他される品目については、当該品目を利用する者の所在する都府県単位で設置されたものとして記載すること。
注6 新たに契約を締結した品目については、記載を要しない。
注7 接続用設備については、品目に再掲すること。
注8 設備区分の欄に記載する設備区分の番号は、日本産業規格設備コードの番号の順序によること。
注9 記載する製造設備の数に応じ、漏れ及び過算を減らすこと。
注10 用紙の大きさは、日本産業規格A4を4等すること。

伝送方式の種類

[illegible]

